

第248回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和8年7月22日

目次

番号	議題 番号	都市名	件名	頁
1	4501	横須賀市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定	1

議第 4501 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

横都建第 38 号

令和 8 年 7 月 22 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定
について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審
議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称		産業廃棄物処理施設
位 置		横須賀市長坂二丁目 300 番 45
敷 地 面 積		3,641.57 m ²
地 域 地 区 等		工業専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建て（荷卸し棟（既設）） 鉄骨造 2 階建て（事務所棟（既設）） 鉄骨造平屋建て（ポンプ棟（既設））
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,088.58 m ²
	延 べ 面 積	2,170.24 m ²
	処 理 内 容	がれき類の破砕
	処 理 能 力	がれき類の破砕施設 1,215 t／日 （9 時間稼動）
	対 象 地 区	主に神奈川県や東京都の事業者より排出される廃棄物（がれき類）を受け入れる。
	最終処理方法	破砕されたがれき類は、路盤材等の再生資材として再利用される。
	計 画 台 数	搬入車両 大型車等 約 58 台/日 搬出車両 大型車等 約 34 台/日
	申 請 者	住所 神奈川県横須賀市長坂二丁目 2 番地 5 氏名 株式会社ハイラック 代表取締役 林 久雄

理 由： 本計画は、横須賀市の工業専用地域内において、産業廃棄物であるがれき類を受け入れて破砕するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第51条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。